

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月29日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	● 知事 ○ 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/300122.html

執行機関名 滋賀県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 別表第1 知事の項 第2号 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	滋賀県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、私立高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後再び、高等学校等のうち滋賀県内に所在するものであつて地方公共団体以外が設置するもの(以下「対象校」という。)で学び直す生徒(以下「生徒」という。)に対し、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に基づく滋賀県私立高等学校等学び直し支援金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		滋賀県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 滋賀県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領